

地域雇用創造実現事業に関するQ&A

(質問事項)

- Q1 協議会が実施するパッケージ事業と同一の地域重点分野で、地域の特性等を活かして事業を実施することが要件となっています。複数の分野でパッケージ事業を実施している場合、全ての分野で実現事業を実施しなければならないのでしょうか。
- Q2 対象労働者を協議会等が事業に従事させるために雇い入れた地域求職者と規定していますが、パッケージ事業による支援を受けた者である必要はないのでしょうか。
- Q3 対象労働者を1年以上の雇用契約、週の労働時間が概ね40時間の労働者と規定していますが、対象労働者以外の労働者を短期又は短時間勤務に従事させることは可能でしょうか。また、その場合、雇い入れ要件(事業に従事する労働者の総数に占める対象労働者の割合が2分の1以上であること。)を確認する際の扱いはどうなるのでしょうか。
- Q4 人件費2千万円と事業費3千万円が必要な事業を実施したいと考えています。人件費要件(総事業費に占める人件費の割合を2分の1以上とすること。)を満たすため、事業費のうち1千万円を自己負担して事業を実施することは可能でしょうか。
- Q5 他の補助金等の支給を受けて運営する施設や事業を利用して、実現事業を実施することは可能でしょうか。観光の振興を通じて雇用創出を図るため、市から燃料代の補助を受けて運行しているコミュニティバスを、試行的に観光客向けの路線に運行させる事業を実施したいと考えています。
- Q6 事業利用者から対価を受け取ることは可能でしょうか。
- Q7 地域ブランド商品を開発し販路開拓を行う事業は収益を目的とした事業とならないのでしょうか。
- Q8 空き店舗等を活用して屋台村を運営する事業を実施したいと考えています。実現事業の対象になるのでしょうか。
- Q9 脳わい拠点となる朝市等の複合物販施設を運営する事業を実施したいと考えています。実現事業の対象になるのでしょうか。

- Q10 パッケージ事業により育成したIT人材を雇い入れ、地域内外の企業、行政機関等から、データ入力やプログラム作成を請け負う事業を実施したいと考えています。実現事業の対象になるのでしょうか。
- Q11 地域求職者を雇い入れ、冬季の雪かきを行う事業を実施したいと考えています。実現事業の対象になるのでしょうか。
- Q12 想定される事業例に記載されている事業は、事務的な内容のものとなっています。草刈や清掃など作業的な事業は実現事業の対象となるのでしょうか。
- Q13 地域求職者に教育訓練を行う事業を行いたいと考えています。実現事業の対象になるのでしょうか。
- Q14 事業の一部を対象地域外の企業へ再委託したいと考えています。実施することは可能でしょうか。
- Q15 地域ブランド商品を開発し販路開拓を行う事業を再委託して実施したいと考えています。中核となる事業者に一括して事業を再委託し、当該再委託事業者が再々委託することにより事業を実施することは可能でしょうか。具体的には、コンサルティング企業に商品の企画立案等を含めた事業の全てを再委託し、当該コンサルティング企業がマーケティングリサーチや商品の生産を調査会社や生産会社に再々委託することを考えています。
- Q16 第三セクターに事業を再委託したいと考えています。可能でしょうか。
- Q17 事業に従事する労働者を再委託事業者に従事する者も含めてカウントすることになっていますが、機器の修理やホームページの作成など数日間で終了する業務を請負又は再委託された事業者も対象となるのでしょうか。
- Q18 配布した商品サンプルや提供した業務の結果により事故が生じた場合の賠償責任等はどのようになるのでしょうか。
- Q19 企画した旅行商品の効果を検証するため、モニターツアーを実施したいと考えています。広く一般人を参加者として募集し、ツアーフラフを徴収せずに実施することは可能でしょうか。
- Q20 事業に要する経費の総額に占める人件費の割合が2分の1以上であることが要件となっていますが、事業に要する経費の総額に消費税は含まれるのでしょうか。
- Q21 対象労働者の「定期健康診断料」を人件費として計上して良いですか。
- Q22 事業費の上限額は各地域各年度当たり5千万円となっていますが、標準額はあり

ますか。

Q23 事業実施により開発した商品は、委託期間が終了するまで、当該商品に関するノウハウ等を、地域内の希望する企業に提供することはできないのでしょうか。

Q24 事業実施により開発した商品に関し、協議会が知的財産権を取得する場合、当該知的財産権をどのように取り扱えばよいのでしょうか。

(質問及び回答)

Q 1 協議会が実施するパッケージ事業と同一の地域重点分野で、地域の特性等を活かして事業を実施することが要件となっています。複数の分野でパッケージ事業を実施している場合、全ての分野で実現事業を実施しなければならないのでしょうか。

A 1 パッケージ事業を実施している分野に実現事業を実施する分野が含まれていれば問題ありません。パッケージ事業を実施する全ての分野で実現事業を実施する必要はありません。

Q 2 対象労働者を協議会等が事業に従事させるために雇い入れた地域求職者と規定していますが、パッケージ事業による支援を受けた者である必要はないのでしょうか。

A 2 実現事業は協議会等が事業に必要な人材を雇い入れることにより雇用機会を創出し地域の雇用失業状勢の改善を図ることを一つの目的としています。このため、協議会等が地域求職者を対象労働者として雇い入れることを事業の要件としているところです。実現事業とパッケージ事業による人材育成等は一体的に実施されることが望まれますが、地域求職者の雇い入れを促進する観点から、対象労働者はパッケージ事業による支援を受けた者に限らないこととしています。ただし、実現事業とパッケージ事業の関連性は、事業を選抜する際の評価のポイントとなりますので御留意ください。

Q 3 対象労働者を1年以上の雇用契約、週の労働時間が概ね40時間の労働者と規定していますが、対象労働者以外の労働者を短期又は短時間勤務に従事させることは可能でしょうか。また、その場合、雇い入れ要件（事業に従事する労働者の総数に占める対象労働者の割合が2分の1以上で

あること。) を確認する際の扱いはどうなるのでしょうか。

A 3 可能です。ただし、対象労働者の要件は、事業に従事する労働者を安定的に雇い入れるためのものであり、対象労働者以外の労働者についても、できる限り対象労働者と同じ条件とする必要があります。また、雇い入れ要件を確認する際には、短期又は短時間勤務に従事する労働者も原則として対象労働者と同様の数え方により事業に従事する労働者に含める扱いとなります。

Q 4 人件費 2 千万円と事業費 3 千万円が必要な事業を実施したいと考えています。人件費要件（総事業費に占める人件費の割合を 2 分の 1 以上とすること。）を満たすため、事業費のうち 1 千万円を自己負担して事業を実施することは可能でしょうか。

A 4 可能です。ただし、自己負担分の経費は委託費と区分して管理することになり、協議会は当該自己負担分の経費を確保する義務を有することになります。また、経費を自己負担した場合であっても、協議会は委託事業の受託者として事業全体の実行に責任を持ち、経費の自己負担割合に応じて協議会の実行責任が軽減されることはありませんので、御留意ください。

Q 5 他の補助金等の支給を受けて運営する施設や事業を利用して、実現事業を実施することは可能でしょうか。観光の振興を通じて雇用創出を図るため、市から燃料代の補助を受けて運行しているコミュニティバスを、試行的に観光客向けの路線に運行させる事業を実施したいと考えています。

A 5 他の補助金等と、同一の経費を重複して支給対象にするものでなければ、当該補助金等の支給を受けて運営する施設や事業を利用して実現事業を実施することができます。Q の事例の場合、燃料代のうち市の補助と重複する部分は委託費の支給対象となりませんが、その他のコミュニ

ティバスの運行に係る経費を実現事業から支弁、または、協議会が自己負担することにより事業を実施することができます。ただし、市の補助金の支給規定等に反する場合はこの限りではありません。

Q 6 事業利用者から対価を受け取ることは可能でしょうか。

A 6 本事業は事業の実施により収益を得ることを目的としたものではありませんので、事業利用者から収益を見込んだ対価を徴収することはできません。また、事業費に必要な経費は全て委託費より支弁することとしていますので、事業利用者から実費相当分等を対価として徴収することも原則として行えません。

ただし、事業終了後の民営化等に向け、対価の金額等を検証する必要がある場合等は、対価を徴収することができます。この場合、徴収した対価は委託費と別に管理し精算時に全額を国に返還することになります。事業費として徴収した対価を使用することはできませんので御留意ください。

Q 7 地域ブランド商品を開発し販路開拓を行う事業は収益を目的とした事業とならないのでしょうか。

A 7 想定される事業の例として示している地域ブランド商品を開発し販路開拓を行う事業は、協議会が地域ブランド商品を開発し、開発した商品のサンプルを無料で配布し販路開拓を行うものとして考えています。商品の価格を検証するため試行的に販売を行うことも可能ですが、販売の目的はあくまで価格の検証となり、収益を目的とすることはできません。地域ブランド商品を開発する事業は、委託事業の終了後や商品の開発等を終えた段階で、開発した商品に関するノウハウ等の提供を行うなどにより、民間企業等による生産、販売等を通じて収益を生み出すことが想定されますが、委託事業の実施期間中に、協議会（協議会より再委託を受けている事業者を含む）が直接収益を見込むものでなければ事業の対象にするものとしています。ただし、協議会は開発した地域ブランド商

品に関するノウハウ等を、公募により地域内の希望する企業の全てに提供を行うなど、特定の者に利益を与えることにならないよう留意する必要があります。

Q 8 空き店舗等を活用して屋台村を運営する事業を実施したいと考えています。実現事業の対象になるのでしょうか。

A 8 実現事業は、地域の産業及び経済等を活性化させる効果が見込まれる事業のうち、実施のリスクが高く民間企業等による実施が見込まれない事業や採算ベースでは実施が見込めない事業等を協議会が実施するものとして考えています。協議会が屋台村等の飲食店を直接的に運営する事業は、上記の考え方、また、利用者から対価を徴収することが前提となること等から、実現事業の対象として適当なものではないと考えています。民間事業者による運営が見込まれる事業の推進については、雇用創造先導的創業等奨励金による支援制度を設けていますので、当該制度の活用を御検討ください。

Q 9 賑わい拠点となる朝市等の複合物販施設を運営する事業を実施したいと考えています。実現事業の対象になるのでしょうか。

A 9 協議会が直接的に商品の仕入れから販売までを行う事業は、利用者から対価の徴収が前提となるため適当なものでないと考えています。ただし、協議会が物販施設を設置し、商品を販売する企業等にスペースを提供する事業等は対象になるものと考えています。この場合、協議会はスペースを利用する企業等の公平な選定に留意する必要があります。また、スペースを利用する企業等が物販施設内に施設整備を伴う店舗を運営するような場合、当該施設整備に伴う費用は事業終了後の現状回復の費用も含めて当該企業等が負担することが原則になりますので、スペースの提供時に保証金を徴収するなど所要の措置を設ける必要があります。

Q10 パッケージ事業により育成したＩＴ人材を雇い入れ、地域内外の企業、行政機関等から、データ入力やプログラム作成を請け負う事業を実施したいと考えています。実現事業の対象になるのでしょうか。

A10 実現事業は地域の産業及び経済等を活性化させる効果が見込まれる事業のうち、民間企業等による実施が見込まれない事業等を協議会が実施するものとして考えています。Qの事例の場合、地域に与える波及的な効果と民間企業との競合に留意する必要があります。また、他者から業務の請負や委託を受ける事業は、他者からの対価の徴収が前提となること、また、他者との間に業務や製品に対する完成責任等が生じることから、適当なものではないと考えています。

Q11 地域求職者を雇い入れ、冬季の雪かきを行う事業を実施したいと考えています。実現事業の対象になるのでしょうか。

A11 実現事業は事業に従事する労働者を可能な限り安定的に雇い入れることを一つの目的としています。このため、対象労働者の労働時間をフルタイムとし、雇用契約期間を事業の実施期間を上限とした1年以上（再委託事業者が継続して雇用する場合は期間の定めのないもの）とする要件を設けているところです。Qの事例が労働者を冬季の間のみ雇い入れて実施するものである場合、事業の対象となりません。労働者を通年雇用し冬季以外の期間も他の事業を実施する場合は事業の対象になりますが、この場合、事業の実施により波及的に雇用機会を増大させる効果が見込まれることが必要です。

Q12 想定される事業例に記載されている事業は、事務的な内容のものとなっています。草刈や清掃など作業的な事業は実現事業の対象となるのでしょうか。

A12 想定される事業例に記載している事業は、あくまで例示であり、事業の内容を制限するものではありません。また、事業の対象は事務的なも

のに限らず、作業的な事業も対象とすることにしています。Qの事例の場合、業務の性質に問題はありませんが、当該事業を実施することにより、波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれること、事業に従事する労働者を安定的に雇用すること等の要件を満たすことが必要です。

Q13 地域求職者に教育訓練を行う事業を行いたいと考えています。実現事業の対象になるのでしょうか。

A13 地域求職者等に対する人材育成や就職促進等を目的とした事業は、実現事業の対象となりません。地域求職者等に対する人材育成や就職促進等を目的とした事業は、パッケージ事業により実施することができますので、パッケージ事業の活用を御検討ください。

Q14 事業の一部を対象地域外の企業へ再委託したいと考えています。実施することは可能でしょうか。

A14 可能です。ただし、雇入れ要件（事業に従事する労働者のうち2分の1以上を新たに雇い入れた地域求職者とすること。）を満たす必要がありますので御留意ください。

Q15 地域ブランド商品を開発し販路開拓を行う事業を再委託して実施したいと考えています。中核となる事業者に一括して事業を再委託し、当該再委託事業者が再々委託することにより事業を実施することは可能でしょうか。具体的には、コンサルティング企業に商品の企画立案等を含めた事業の全てを再委託し、当該コンサルティング企業がマーケティングリサーチや商品の生産を調査会社や生産会社に再々委託することを考えています。

A15 商品の企画立案業務を再委託することは可能ですが、再委託事業者が

委託された事業の一部又は全部を再々委託することはできません。Qの事例の場合、コンサルティング企業が実施する業務の範囲は商品の企画立案に限られ、企画立案を進める上でマーケティングリサーチ等が必要となる場合には、コンサルティング企業よりその旨の報告を受けた協議会が必要性を判断し調査会社等へ再委託する必要があります。コンサルティング企業から調査会社等へ業務を委託することはできませんので御留意ください。また、委託費の管理や事業の進行管理を含めた事業の全てを再委託することもできませんので御留意ください。

Q16 第三セクターに事業を再委託したいと考えています。可能でしょうか。

A16 可能です。ただし、本事業は地域の産業及び経済等を活性化させる効果が見込まれる事業のうち、民間企業や地方公共団体等による実施が見込まれない事業を協議会が実施するものです。第三セクターが従来から実施している事業や当初より実施を予定していた事業は対象となりませんので御留意ください。第三セクターに事業を再委託する場合には、再委託理由書（様式第3号）等に本事業で実施する事業が新たに実施するものであること、第三セクターが従来から実施する事業を代用するものでないこと等を明記してください。

Q17 事業に従事する労働者を再委託事業者に従事する者も含めてカウントすることになっていますが、機器の修理やホームページの作成など数日間で終了する業務を請負又は再委託された事業者も対象となるのでしょうか。

A17 必要となる期間が概ね10日以下の業務を請け負う事業者の労働者は、事業に従事する労働者としてカウントする必要はありません。当該労働者に支払われた賃金は事業費に計上してください。

Q18 配布した商品サンプルや提供した業務の結果により事故が生じた場合

の賠償責任等はどのようになるのでしょうか。

A18 配布した製品や提供した業務の結果により第三者に損害が生じた場合、協議会又は再委託事業者に事業の実施者としての損害賠償責任が生じることがあります。無料で製品を配布する場合やサービスを提供する場合も製造物責任等を問われるおそれがありますので、協議会又は再委託事業者は生産物賠償責任保険に加入するなど所用の措置を講じてください。また、当該保険料は委託費から支弁することができませんので、御留意ください。

Q19 企画した旅行商品の効果を検証するため、モニターツアーを実施したいと考えています。広く一般人を参加者として募集し、ツアーレートを徴収せずに実施することは可能でしょうか。

A19 一般の方を対象としてモニターツアーを実施することに問題はありませんが、委託費から参加者の地域までの交通費や宿泊費を支弁することは適切ではありません。委託費から支弁する経費は、地域内で参加者が体験するイベント等に必要な経費のみとし、地域までの交通費や宿泊費は参加者がそれぞれツーリストやホテル等に支払う方法等により実施してください。また、参加者からツアーレートを徴収し、事業費として使用することはできませんので御留意ください。なお、詳細な検証を目的に、専門家等をモニターツアーへ招聘する場合の経費は、全額を委託費から支弁できるものとします。

Q20 事業に要する経費の総額に占める人件費の割合が2分の1以上であることが要件となっていますが、事業に要する経費の総額に消費税は含まれるのでしょうか。

A20 含まれません。消費税を除く人件費と事業費を加算した額が事業に要する経費の総額となります。人件費1千万円、事業費1千万円、消費税1百万円の合計額2千1百万円の事業を実施する場合、合計額2千1百

万円から消費税 1 百万円を引いた 2 千万円が事業に要する経費の総額となり、その 2 分の 1 となる 1 千万円が当該人件費の要件を満たす金額となります。

Q21 対象労働者の「定期健康診断料」を人件費として計上して良いですか。

A21 対象労働者に対して労働安全衛生規則に基づいて行う定期健康診断については計上できます。

Q22 事業費の上限額は各地域各年度当たり 5 千万円となっていますが、標準額はありますか。

A22 標準的な規模の事業を実施する場合の事業費として、1 地域 1 年度当たり約 3 千万円（12 月ベース）を想定しています。事業費の額が過大な場合、精査が必要となりますので、事業規模に応じた適切な事業費を計上してください。

Q23 事業実施により開発した商品は、委託期間が終了するまで、当該商品に関するノウハウ等を、地域内の希望する企業に提供することはできないのでしょうか。

A23 実現事業で商品開発等の事業を行う場合は、事業実施により開発した商品に関するノウハウ等を地域内の企業等へ提供することにより、地域における事業展開と雇用機会の拡大に繋げていくことが期待されるものです。このため、委託期間が終了する以前であっても、個々の商品開発等を終えた段階で、速やかに当該商品に関するノウハウ等を地域内の企業等へ提供することも可能です。ただし、その際には、公募により地域内に広く周知を行い、地域の希望する企業の全てに提供するなど、特定の者に利益を与えることにならないよう公平かつ公正に取り扱うよう留意する必要があります。

また、できるだけ事業構想書や採択後の委託契約の事業実施計画書に、開発

した商品に関するノウハウ等の提供を予定している時期や予定している提供方法等を記載するようにしてください。

なお、協議会より再委託を受けている事業者は、その再委託業務が終了するまでの間は、当該再委託業務に係る上記の公募に参加することはできませんので御留意ください。

Q24 事業実施により開発した商品に関し、協議会が知的財産権を取得する場合、当該知的財産権をどのように取り扱えばよいのでしょうか。

A24 事業実施により開発した商品に関し、協議会が取得する知的財産権は、以下の（1）～（4）の全ての規定を遵守することを書面で国（労働局）に届け出た場合、協議会に帰属させることができます。

- (1) 知的財産権に関して出願・申請の手続きを行う場合、国（労働局）に報告を行うこと。
- (2) 国が公共の利益のために要請する場合、国に対し取得した知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 正当な理由なく取得した知的財産権を相当期間活用していない場合、国の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 協議会が解散等した場合、当該知的財産権を事業の目的に従い希望する地域の関係者（協議会の構成員である市町村等）に譲渡するなど、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

協議会は、取得した知的財産権を公募により希望する地域内の企業等に公平かつ公正に実施許諾を行うなど、事業目的に従い地域の雇用機会の拡大のために有効に活用してください。なお、A23と同様に、上記により協議会に帰属した知的財産権は、委託期間が終了する以前であっても、速やかに地域内の企業等に実施許諾を行うことも可能です。